

日本小学生バレーボール連盟旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、日本小学生バレーボール連盟の会長・理事・監事・委員会委員及び事務局員（以下「役員」という。）が、業務出張及び会議等に出席する際の旅費に関する事項について定め、業務の円滑な運営に資するものとする。

(区分)

第2条 前条に規定する役員等の区分は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長
- (2) 理事長、副理事長、常任理事、理事
- (3) 監事
- (4) 委員会委員
- (5) 前1, 2, 3, 4号以外の者及びこれに準ずる者

(旅費の支給)

第3条 役員等が業務出張及び会議等出席する場合には、当該者に対し旅費等を支給する。ただし、他から交通費、宿泊費等の一部または全部の支給を受けた場合は、その範囲内の当該旅費等は支給しない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊費とする。

- 2 交通費は路程に応じて支給する。
- 3 日当は、業務出張及び会議等出席日数に応じ1日あたりの定額により支給する。
- 4 宿泊費は、業務出張及び会議等出席日数に応じ1日あたりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法による運賃の計算とする。業務上の必要または天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法がとれない場合には、その状況によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求)

第6条 旅費および宿泊費の請求をうけようとする者は、その領収書を提出し受給することとする。ただし、会議など終了後に宿泊する場合は、その領収書は後日の提出を認める。

(業務出張及び会議等の区分)

第7条 宿泊を伴う業務出張及び会議等の旅費は、宿泊費及び交通費実費と日当を支給する。

- 2 航空運賃は、必要があると認められる場合にそれぞれ現に支払う旅客運賃による。ただし、第5条を遵守する。
- 3 最寄駅から自宅及び業務会場が2 Km以上の距離がある場合、実費額を支給する。

(日当)

第8条 業務出張及び会議等の日当は以下の通りとする。

- 1 常任理事会、理事会、評議員会、専門委員会は1, 500円を支給する。
- 2 全国大会実行委員会は1, 000円を支給する。

- 3 全国大会の大会運営は2,000円を支給する。
- 4 ここに記載がない講習会、会議等は1,500円を支給する。

(宿泊費)

- 第9条 宿泊費は、1泊あたり基準10,000円を支給する。
業務上10,000円(税抜き)を上回る場合は会長の判断とする。
宿泊にかかる租税公課について別途、支給する。

(旅費の調整)

- 第10条 会長は、業務出張及び会議等の性質上、または業務出張及び会議等会場の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを増額または減額することができる。
- 第11条 事務局職員が、業務出張及び会議等に出席した場合、交通費実費と日当、宿泊費を支給する。
- 第12条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

(食事の支給)

- 第13条 食事は1食1,000円以内とする。支給基準は以下のとおり。
- 1 昼食については4時間の活動を越え12時をまたぐ場合
 - 2 夕食については4時間の活動を越え19時をまたぐ場合
 - 3 出張等で主催者側が食事を用意しない場合はこの基準による
 - 4 その他全国大会等で宿泊をして食事の支給がない場合は1,000円を支給する。
 - 5 業務に係わる会議費及び接待交際費については別途、実費を支給する。

(その他)

- 第14条 ここに記載がない場合は会長判断により決済をする。

(規程の改廃)

- 第15条 この規程は、理事会出席者の半数以上の承認を得て変更することができる。

(附 則)

- この規程は、2012年5月19日から適用する。
2015年3月21日から適用する。
2018年3月21日から適用する。